平成２５年（フ）第１３号
愛知県稲沢市平和町西光坊大門北905番地
エクセル桑山201
債務者　川端　恵子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３４号
香川県高松市御厩町1327番地３
債務者　池田　一磨
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３号
香川県丸亀市津森町1191番地24　サンハイツ101号
債務者　西岡　奈美（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第９号
長崎県長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＥ―1408
債務者　尾﨑　克広
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０号
長崎県長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＥ―1408
債務者　尾﨑　　薫
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
長崎県長崎市出雲２丁目４番18号
債務者　橋本　浩二
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７３号
名古屋市西区清里町331番地
債務者　熊﨑　光子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４号
北海道小樽市緑３丁目15番414号
債務者　井本　英彦
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２０号
北海道小樽市梅ケ枝町４番24号、前住所北海道小樽市末広町９番11号
債務者　塩崎加津江
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２２号
北海道小樽市最上２丁目９番834号　最上ＡＮＯ―2274
債務者　橋本　　康
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第３２号
仙台市青葉区堤町１丁目８番16号　ハイネス中野Ａ棟102、従前の住所仙台市青葉区錦ケ丘１丁目３―２　錦ヶ丘セントラルハイツ410
債務者　山田祐基子（旧姓粒来）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７３号
仙台市青葉区川平２丁目21番41号　コーポ川平１号棟207
債務者　鈴木とし子（旧姓佐竹）
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
宮城県気仙沼市本吉町大椚36番地、住民票上の前住所宮城県気仙沼市赤岩老松45番地１　エステート・ロゼ・鼎105号
債務者　岩田　利之
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第９５号
福島県いわき市小川町西小川字小橋８番地の26
債務者　吉田　すえ
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第３号
福島県いわき市平塩字宮前９番地
債務者　丹野　一範
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第３号
茨城県結城市大字山川新宿684番地４
債務者　三浦　　徹
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第４号
茨城県結城市大字山川新宿684番地４
債務者　三浦　千秋
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部